

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 2年 9月 23日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	吉田 建二		
	閉 会	午前11時58分	委員長	吉田 建二		
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	加藤 治司	○	吉田 建二	○		
	三上 元	○	神谷 里枝	○		
	菅沼 淳	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した 者の職・氏名	市民安全部長	小林 勝美				
	保険年金課長	崎本 昌子				
	後期高齢者医療係長	藤田 和之				
	国保年金係長	仲本 真武				
	健康増進課課長代理	小野田健児				
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	松本 和彦	書記	加藤 敬	書記	熊谷 浩行
会議に付した事件	令和2年9月定例会付託議案審査					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：竹内祐子

総務経済委員会会議録

令和2年9月23日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○菅沼副委員長 皆さんおはようございます。本日は御多忙のところ御参集いただきましてありがとうございます。
それでは委員長、開会をよろしく願います。

○吉田委員長 皆さん、おはようございます。早速御参集いただきましてありがとうございます。
さて、本日の総務経済委員会は、ただいま開催中の9月定例会の本会議におきまして、当委員会に付託を受けました議案について審議をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

どうか慎重なる審査をお願いするとともに、円滑な進行についてよろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。着座して進めさせていただきます。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

なお、本日、竹内議員より傍聴の申出があり、当委員会に同席されますので御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されておりますように付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしく願います。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

なお、会議録作成のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

初めに、議案第72号、令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
決算書は14ページから19ページ及び明細書につきましては324ページから345ページ、そして主要施策成果の説明書は189ページから206ページとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、当局のほうからその後、補足して説明するようなことがありましたらお受けしたいと思います、特にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、質疑を行いたいと思います。

質疑については、歳入全般と歳出全般に分けてそれぞれ行いたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございせんか。

菅沼委員、どうぞ。

○菅沼副委員長 1款国民健康保険税において、収納率は前年度と比較してどうであるのか、また県内の位置としてはどうなのか、お伺いいたします。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

前年度に比べ、現年課税分は96.61%で0.2ポイントの増、滞納繰越分は26.52%で0.27ポイント増、全体では85.77%で2.2ポイント増加いたしました。

また23市中、現年課税分は第2位、滞納繰越分は第9位、全体では第2位となっております。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいでしょうか。

○菅沼副委員長 はい、ありがとうございます。

ちなみに前年度の位置というのはどうなんですか。かなり今年は位置的にはよくなっているということですか。

○吉田委員長 はいどうぞ。保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

現年課税分が第5位、滞納繰越分が第6位、合計、全体ですが第4位ということです。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 では前年度よりもよくなっているということでよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにございませんか。

保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 申し訳ございません。先ほどのお答えのところに訂正がございます。申し訳ございません、私が間違っ言ってしまったものですから、訂正させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○吉田委員長 はいどうぞ。

○崎本保険年金課長 現年課税分ですけれども、前年度に比べて0.72ポイント増ということで、先ほどはちょっと0.2ポイントと私が申し上げてしまったようで、申し訳ございませんでした、訂正させていただきます。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいですか。

○菅沼副委員長 はい、了解しました。

○吉田委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。

三上委員どうぞ。

○三上委員 特別徴収以外の納入方法で何が増加しているのですか、ウェートとしては。

○吉田委員長 特別徴収以外で何が増加しているのかということですけど。

保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

年金からの特別徴収を除いた普通徴収の納入方法につきまして、3つございます。

1つは銀行等で現金で払っていただく方法、それとあとは口座から自動的に口座振替ということで振り替えさせていただく方法、もう一つは現金納付にはなるんですけれども、コンビニエンスストアで払っていただく方法と3つございます。

それで昨年度の状況ですと、やはりコンビニエンスストアの利用が前年度に比べると2ポイント増加しております。その代わりに銀行等で支払う現金払いと口座振替はそれぞれ1ポイントずつ減っているということで、やはりコンビニエンスストアが便利、いつでもどこでも納付できるということで、そちらのほう伸びているという状況でございます。

以上です。

○吉田委員長 三上委員。

○三上委員 今の件は、ますますコンビニは伸びるだろうと予測できるということで理解していいのですね。

それで来年はデジタル庁ができるということになっていまして、国連の調査では日本は大分遅れている国で、十何位ぐらいというランキングになっていましたけれども、コンビニにしても銀行に持っていくにしても現金を持っていくんですね。そうじゃなくて次からはキャッシュレスでやるやり方で、何か国に負けないように、うちも取り組む予定はないですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

キャッシュレス決済につきましてですが、現在、令和3年度からのスマホ決済の導入に向けて、庁内の関係各課で検討しております。そういう状況でございます。これによりさらに収納率が上がっていくことを期待しております。

以上でございます。

○吉田委員長 よろしいですか。

○三上委員 はい、了解しました。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 国民健康保険税の額は、今年度、不納欠損額が昨年より減ったにもかかわらず、国民健康保険税の額が減っているということは、どういう理由がありますか。

○吉田委員長 よろしいですか。保険年金課長、お願いします。

○崎本保険年金課長 まず1款国民健康保険税が前年度よりも減っている理由ということなんですけれども、前年度に比べ、約1,058万円減っております。これの主な理由は、被保険者数の減少というものが主な理由でございます。

それで不納欠損額も前年度に比べて減っているんですけれども、不納欠損額が昨年よりも減っている理由ということで、2つございます。

1つ目に、平成28年度から滞納繰越分の滞納整理事務というのは税務課のほうに移管して行っております。それで差押えなどの滞納処分を効率的に行えるようになったことから、不納欠損の額というのは平成30年度を除き年々減少しております。

それで2つ目に、平成30年度は1人当たり欠損額が190万円の者がいたということなど、人数、金額ともに際立って例年に比べて多かったということがございます。それで令和元年度は例年並みに不納欠損額は戻ったということで、平成30年度と令和元年度と不納欠損額を比べると、ちょっとその減額の額というのが極端に大きくなってはおります。

それでちょっと不納欠損額が少ないのということなんですけど、不納欠損というのはそもそも滞納繰越分、ほとんどが過年度の滞納分に対して不納欠損を行うものであります。税の時効というのは5年でございますので、ほとんどが執行停止して、その後3年で不納欠損処理をするというようになるんですけれども、それで先ほど申し上げた国保の税金の額が減っているというのは、ほとんどが現年の課税分、令和元年度の被保険者数に対して課税をさせていただいたものになりますので、ちょっと不納欠損の額と、現年分の国保税の額との関連性というのは、あまり大きくはありません。

以上でございます。

○吉田委員長 はい、加藤委員。

○加藤委員 その関連性がないのは了解しました。

それでちなみに最初のほうの、国民健康保険税が減っていて被保険者数は減少と言われましたけど、何人ぐらい減少したのですか。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

平成30年度が1万2,407人、令和元年度が1万2,114人ということで、差引きが293人減っているということになります。

以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 はい、了解しました。ありがとうございました。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。

神谷委員どうぞ。

○神谷委員 国庫支出金、これが全部皆増になっているわけなんですけれども、これについて説明をお願いします。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

3款2項国庫補助金になります。昨年度こちらはゼロということで、委員おっしゃるとおり平成30年度、令和元年

度皆増となっております。

その理由につきまして2点ございます。

①の制度関係業務事業費補助金33万円です。こちらはオンライン資格確認のシステム改修に合わせて、外国人被保険者の資格情報を国保情報集約システムというものに連携するための改修費について、全額補助を受けたものでございます。

次に、②社会保障・税番号制度システム整備費補助金748万円につきましては2つございます。

1つがオンライン資格確認の導入に伴って、個人単位での被保険者番号を付番して、国保情報集約システムに連携するための改修費について、こちらが726万円。こちらは全額補助を受けたものでございます。それで残りの22万円につきまして、特定個人情報データ標準レイアウトというものの改版に伴いまして、改修費33万円のうち22万円の補助を受けたものでございます。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 はい、分かりました。

これはそうしますと次年度以降ということについては、ごめんなさい、いいです、決算審査ですのでやめます。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにはいかがでしょうか。

二橋委員。

○二橋委員 最後の8款諸収入ですけれども、その4項雑入の第三者納付金、これは何件ぐらいあったのですか。

○吉田委員長 よろしいですか。じゃあ保険年金課長お願いします。

○崎本保険年金課長 申し訳ございません、最後のほうがよく聞き取れなかったものですから、もう一度。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 一般被保険者第三者納付金でございます。

○吉田委員長 何人ぐらいかということですか。

よろしいですか、保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和元年度、この金額につきましては8件分となります。

以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員どうぞ。

○二橋委員 8件分でこの金額ということですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 そうでございます。

○吉田委員長 はい。二橋委員。

○二橋委員 それでこの中に含まれるかどうかは分かりませんが、基本的には、要するに保険事業者が一応先に精算したやつを後で払い込んでくるわけでございますけれども、これはそういう事故とか等の保険事業者以外に何かありますか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

第三者納付金というものは交通事故など第三者、加害者から被った事故などについての保険給付の対象で、保険者が負担、本来はするべき7割分について、第三者納付金として加害者であったりとか、加害者が入っている保険会社から賠償金としてお金を頂くものでございますので、他の保険者というよりは加害者御本人か、保険会社から賠償金

のような形としていただくものがほとんどでございます。

以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 それで、これは今は要するに国保連合会でももとはこの支払いというのをやっているんだけど、この第三者納付金は要するに湖西市が受け取るのか、あるいは国保連合会が受け取るのか、どういうシステムになっているのか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

現在は医療費の給付金、保険者が支払うべき、通常は7割分になるんですけども、そちらのほうは県との広域化になりましてから、県のほうが県内市町の保険給付費、保険者が支払うべき保険給付費、一般では7割分につきまして県が支払いを行うということになっておりますので、こちらの第三者納付金につきまして、賠償金額等を一旦市に、雑入として今回は入っておるんですけども、それを全額県のほうに支出するとなっております。

以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますとこれは要するに、積算するのにももとは湖西市が国保連合会に支払う分に上乗せしていくということで、そこら辺の整理というのはちゃんとできているのか。

○吉田委員長 よろしいですか。じゃあ保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

その辺の計算といいますか金額につきましては、しっかり正しく計算されております。

一般的には県のほうがその7割分を払って、本来それは加害者なりが賠償金として払うものであったけれども、先に県が払ってということですので、その7割が幾らであるのかというのは、当然国保連合会とか県のほうとか、レセプトの関係とかで調査もしておりますので、その辺の間違いはなく7割分というか、本来その加害者なりが負担すべき7割分というものは当然正しい金額で返還されております。

以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 過去のように直営でやっていたら国保も、こういうものもここでしっかり精査ができるんだけど、要は相手任せでやっていると、そこら辺の確認をちゃんとしないと、要するに金額が違う可能性もあるものですから今指摘したんですけども。もう一点いいですか。

○吉田委員長 はいどうぞ。二橋委員。

○二橋委員 それについてですが、この年は小・中学校の児童生徒は無料化だったよね。

○吉田委員長 課長。

○崎本保険年金課長 小・中学生は無料ということで。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、ややもすると事故を起こしても普通の病気でも同じように無料というか、無料になる可能性もあると、こういうことの確認はできていますか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

まず対象者の把握なんですけれども、国保連合会のほうでレセプトの確認をいたしまして、それで対象者について国保連合会のほうでしっかり把握しております。

それで市のほうといたしましても、例えば消防のほうで救急搬送された方で、その原因が交通事故であったりとか、

傷害というか、けんかとか、そういう第三者が加害者となり得るような情報につきまして、消防のほうからも情報を頂くようお願いして、そのようなシステムを構築しておりますので、当然そうすれば年齢とかも分かりますし、その辺の対象者の把握というものはしっかりしておりますので。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 細かいことを言うようだけれども、そういうことはややもすると、ちょっとぶれると逆に、いや初めから無料化なものだから、もうそのままとなっちゃう可能性もあるものですから、あくまでもこれは国保事業とは別のものですから。

それともう一つは、危険性があるのは労災も同じことだと思うんです。その辺についてはどうなんですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

労災の場合は先ほど申し上げましたように、なかなかこちらで把握するということが難しい対象者になってまいります。それで実際にその会社のほうで、この方の医療費については労災の対象にしたいという御希望があり、こちらのほうに御連絡等があれば、そのような労災の対応ということで、こちらのほうが対応させていただくようにはなるんですけども、なかなかちょっと労災のほうまで対象者をこちらのほうで、保険者のほうが把握するということは、現状は難しい状況でございます。

以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 細かいことを聞いてすみませんけれども、そういうことでこのグレーゾーンというか、グレーゾーンではないけれども、ややもすると間違いが起きる可能性もあるということで、ちょっと指摘しておいたものですから、また今後もぜひ業務に反映していただきたいと思います。ありがとうございました。

○吉田委員長 ほかに歳入について質疑はよろしいですか。

神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 同じく雑入のところですけども、8款4項5目⑤番の雑入、本当に雑入というのが前年はたしか2万9,000円ぐらいだったと思うんですけども、今回は234万7,000円の雑入があったということで、大きな要因等があれば御説明願います。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

こちらの⑤番の雑入でございますが、これは退職者、退職被保険者の療養給付費等交付金の精算分についての歳入ということになっております。

平成30年度の県広域化に伴いまして、ちょっとお金の流れというものがいろいろ変わっておりまして、平成30年度は県広域化以前、平成29年度の交付金の不足分を雑入で歳入しているんですけども、令和元年は平成30年度、ですので県広域化になってからの交付金等の精算分を受け入れておりますので、その辺で金額の差が出ているという、申し訳ありません、ちょっと理由が違うようですので、申し訳ございません。

○吉田委員長 では担当のほうから。はいどうぞ。

○仲本国保年金係長 申し訳ございません、担当のほうから補足させていただきます。

平成30年度からですが、広域化に伴い予算科目の改編がございました。そのため平成29年度に療養給付費等交付金という歳入科目があったんですけども、これが平成30年度からなくなっております。

それで今回、この雑入に歳入したのは、ここの療養給付費等交付金、この精算分を歳入するところが雑入しかなかったものですから、ここの科目で歳入しております。

なお、この予算書の改編というのは、平成29年度のときに国のほうから一般的にこういう予算科目でしてください

というような予算科目で対応しております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいでしょうか。

○神谷委員 はい、分かりました。

そうすると次年度以降もこういった科目の処理になっていくということでもよろしいですか。金額は精算ですので増減はあると思いますけれども。

○吉田委員長 はいどうぞ。国保年金係長。

○仲本国保年金係長 はい、そのとおりです。ただこの精算でお金をもらう場合はここに入ってくるんですけども、精算行為で逆に払わなければいけないこともあったりするものですから、必ず毎年ここに入ってくるというわけではございません。

以上です。

○吉田委員長 よろしいですか。

○神谷委員 はい。

○吉田委員長 ほかに歳入、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それではないので、次に歳出についての質疑に移ります。歳出についての質疑のある方はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 1人当たりの医療費の状況はどうであるのか、またほかの市町と比べてどうであるのか教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和元年度の1人当たりの医療費は36万4,438円となっており、前年度比3.6%の増でございます。

また国民健康保険の全国平均が37万6,088円、県の平均が37万508円となっており、県内35市町では低いほうから数えて12番目となっておりますので、県内では少ないほうであると言えます。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 3.6%の増ということは、悪くなっているということですよ。悪くなっているというか増えているというか、去年より医療費が増えているということですよ。

それで前年のちなみに順位ですが、これを教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

平成30年度は県内で8位ございました。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます、終わります。

○吉田委員長 はい。ほかにはいかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 1款1項の一般管理費ですけども、その増加を去年と比較すると、国民健康保険システム改修業務が530万円ぐらい増えています。なぜ同じシステム改修業務なのに500万円ぐらい増えているのか、その理由を伺いた

いと思います。

○吉田委員長 一般管理費の増えた理由ということでお尋ねしています、よろしいですか。じゃあ答弁をお願いします。

保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

こちらが増えている理由になりますが、こちらはオンライン資格確認等制度改正、いわゆるマイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための電算システムの改修業務委託料792万円の増が主な理由でございます。それで先ほど歳入のところで、3款2項国庫補助金781万円の御説明をさせていただきましたが、そちらの歳入の基となったシステム改修の支出分と考えていただければよろしいと思います。

よろしいでしょうか、以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、いかがですか。

○加藤委員 じゃあ平成30年度には、そのオンラインのシステム、マイナンバーカードの関係のオンラインの改修はなくて、令和元年度にそれが純増したということですか。

○吉田委員長 課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでございます。

○吉田委員長 よろしいですか。

○加藤委員 はい、了解しました。

○吉田委員長 ほかに歳出について御質問のある方はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 ちょっと先ほどの質問とも関連しますけど、医療費の削減のために何か行っている取組とかがあったら教えてください。

○吉田委員長 課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

組織の改編によりまして、令和元年度から健康保健事業は健康増進課のほうで行っております。健診事業としましては生活習慣病等、疾病の早期発見、早期治療のための特定健診、人間ドック等の助成を行いました。

また保健指導といたしまして、心臓病、脳血管障害、腎不全など重篤な疾病の原因として問題視されている糖尿病について、主に教室のほうを開催しております。あと健診結果で受診を要する者への受診勧奨や受診の確認、また個別相談などを行っております。それで保険年金課においては医療費通知、ジェネリック医薬品利用促進のための差額通知の発送を行っております。

このような主に健診、保健指導のほうは健康増進課のほうで行っていただいておりますが、湖西市の特定健診の受診率や保健指導率というのは、県内23市においても上位であります2位、または3位という高い位置にございます。このようなことを医療費削減のために、少しずつではありますが疾病予防、医療費を少しでも使わなくてもすむ、健康な体を維持していただくための方策として、このような活動を昨年度は行いました。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいですか。

○菅沼副委員長 はい、ありがとうございます、

医療費は少ないほうがいいに決まっていますので、よろしくをお願いします。終わります。

○吉田委員長 ほかに歳出についての御質問のある方はございませんか。

神谷委員。

○**神谷委員** 2款3項2目出産育児一時金ですけれども、これは先ほど歳入のほうですと繰入金として1,400万円計上されているわけですけれども、この200ページの説明書のところで財源内訳ですけれども、その他というところで840万円、これが繰入金だと思うんですけれども、それで一般財源から420万円となっているんですけれども、ここの1,400万円を他会計から繰り入れて、それで結局その繰入金というのは840万円を使いましたよと。その辺のお金の流れについてちょっと説明していただけますか。

○**吉田委員長** 出産育児一時金のお金の流れについて、大体国のお金がこうなっただけと、そうやってこれが給付されるとか、そこら辺の流れについてちょっと説明してください。保険年金課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

予算の時点では1,400万円を一般会計のほうから、こちらの出産一時金の支出の財源として繰入れをさせていただいております。こちらは法定繰入ということで、法律で決まっている分になりますので、一旦は1,400万円を繰入れさせていただきました。

それで実際に支出のほうは1,260万円だったということで、ここで140万円の差額が生じます。申し訳ございません、訂正させていただきます。

1,400万円を一般会計のほうから予算と同じ金額を繰入れさせていただきました。そして出産育児一時金の支出が1,260万円でありますが、そのうち一般会計が持つべき法定繰入金の本来の額というのが840万円になります。ですので1,400万円繰入れを頂いて、本来の一般会計が持つべき金額が840万円ですので、その差額560万円については、令和2年度、次の年度にはほかの繰入金精算分もございますので、それと合わせて令和2年度の9月の補正で、その前年度の精算金として一般会計繰入金のほう、ですから令和2年度国保の予算でいうと繰出金、一般会計のほうからいうと特別会計繰入金のほうで、9月の補正予算でこちらの出産育児のほうでいいますと560万円という金額になるんですが、それを精算で一般会計のほうに払い、特別会計からすると繰出しです、それで返還させていただいております。

○**吉田委員長** 神谷委員。

○**神谷委員** まずは歳入としては繰入金として1,400万円が入ってきました。そして出産育児一時金の歳出としては、1,400万円を繰り入れましたけれども、法定繰入ということで何か基準があって計算されて、それが840万円でした。その差額の金額では206ページの返還したという、その中に含まれているということで、平成30年度の一般会計からの繰入金は精算し返還したとなっていますので1,360万円、その中に含まれているということでよろしいですか。

○**吉田委員長** 保険年金課長どうぞ。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

科目としては今委員がおっしゃったとおりでございます。ただ申し訳ございません、206ページの9款2項1目、一番下のところの一般会計繰出金というところの説明のところを御覧になっていただきたいのですが、ここは平成30年度の一般会計からの繰入金を精算となっております。ですので令和元年度の、今委員がおっしゃっている分については、令和2年度のこの科目で繰り出すと。ですので一般会計からの繰入金については、当然その年度中には精算して一般会計のほうに繰り出すということができませんので、その精算、繰出しについては次年度に行うということになっておりますので。

以上でございます。

○**吉田委員長** よろしいですか、神谷委員。

○**神谷委員** はい、分かりました。

そうしますと、そもそもこの法定繰入金という、算出根拠というか、1,400万円も繰入れがあるわけですから、それで最終的には540万円ぐらいを戻していくという格好になるものですから、もう少しこの数字を差額が出ないような積算といいますか計算とか、そういうことはできないのですか。

○**吉田委員長** よろしいですか、保険年金課長どうぞ。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

当初予算、繰り入れた金額1,400万円の人数につきましては50人で見込みました。それで結果的に30人でございました。この30人というのは、その前の年度、平成30年度のときも30人でございました。それでやはりできれば40人なり50人なり、出産育児の費用を出せるようになれば、そんなうれしいことはございませんので、結果的に精算で一般会計のほうにお返しするとなってしまうんですけども、一応はやはり50人ぐらいはということで予算を立てさせていただきました。それで結果的に30人ということになってしまったということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○**吉田委員長** よろしいですか。

○**神谷委員** 分かりました。

○**吉田委員長** それでは今のちょっと確認ですけれども、200ページ中段の出産育児一時金の財源内訳、決算額が1,260万円、その他という、その840万円が一般会計からいわゆるその法定負担分ということで負担している分だよということでもいいわけですね。

それで一番右の一般財源というのは、国保会計の一般財源として持っているほうから負担すると、こういうことでの区分けということですね。はい、分かりました。ではよろしいでしょうか。

二橋委員どうぞ。

○**二橋委員** 6款保険事業費の、この事業の中で不用額が合計では1,000万円ぐらい出ているんですけども、いずれにせよその委託費の不用額がかなり多いのです、両方とも、事業の中に。

それでこの委託費というのはどういう面で積算して、結果どういうことでこの不用額が増えたのかをお聞きしたいと思います。

○**吉田委員長** よろしいですか。保険年金課長どうぞ。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

特定健康診査等事業費の13節委託料につきましては、こちらは特定健診を実施する医療機関への委託料ということでございます。

それで不用額が多いということで、679万円ほどになると思うんですけども、先ほどの出産育児の費用ではございませんが、当初はこれぐらいの人数の方が特定健診を受診してくださるのではないかという見込みで、実績よりもやはり多めに取らせていただきます、予算のときには。ただ結果としてそこまで至らなかったということが一番の理由でございます。

以上でございます。

○**吉田委員長** 二橋委員。

○**二橋委員** もう一点、その1目のほうの保健衛生普及費の委託料なんですが、これも180万円ということで、先ほどの特定健診を含めると不用額1,000万円の中の大半が850万円、両方で、この委託費というのはかなり不用額が出ているということに思うのですが、そのうちの委託料、これはいろいろと細かいことも出ているのですけれども、特にどこがどうなんですか。

○**吉田委員長** 内容は分かりますか。じゃあ保険年金課長どうぞ。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

決算書341ページ、保健衛生普及費、13節です。委託料で06行事その他の中に人間ドックレセプト、二次点検、第三者行為、ジェネリック医薬品等、4つ項目がございます。その中でやはり執行残の基になっておりますのは、人間ドック等の業務の委託料ということで、こちらも特定健診のほうと同じように、当初はこれぐらいの方にやはり人間ドックを受けていただいて助成したいということで見込みで予算計上いたしましたが、結果的にこちらのほうで差額が生じてしまっているということが主な理由でございます。

以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員どうぞ。

○二橋委員 確かに、特にこの健診のほうなんですけれども、例えばその健診率が低いからといって、この年度は何かいろんな特別な事業を出しましたか、それとも従来どおりだったのか、どうですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和元年度におきまして、前年度と何か違うことを行ったかという御質問であれば、特別前年度と違うことを行っ
てはおりません。

それで今特定健康診査のほうになりますけれども、執行率で確認しますと前年が執行率82%、今年度が執行率84%
ということですので、予算に対する執行率で考えると劣ってはいないのではないかと思います。ちょっと人間ドック
のほうまでは、まだ申し訳ございません、執行率のほうは出しておりませんが、特定健診のほうだけで言いますと執
行率は前年度と比べて悪くはなっておりませんし、先ほども申し上げましたが、県内のうちでもその特定健診とか保
健指導の受診率というのは、湖西市は上位のほうにおりますので、なかなか上位のほうにいる、その受診率をさら
に上げるというのは、なかなかちょっとすぐに数字として現れるものでも、そこがちょっと難しいところではないかな
と思います。

でもやはりその医療費を抑制するというためには、特定健診なり保健指導なり、人間ドックなりで御自分の体のこ
とを知っていただいて早めに受診する、予防に努めるようにしていただくことが、やはり医療費の削減につながりま
すし、被保険者の方の健康を維持するという面でも、こちらの事業というのは大変重要なことではないかなと思っ
ておりますので、今後は受診率を上げていけるように努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 平成30年度と比較すると多少は上向いているということなんですけれども、1つ考えられるのは、必ず
しも健診項目でやってないかも分からんけれども、例えば一般診療で血液検査とか、あるいは特別に、要するに医療
行為でこの健診と同じようなことを受けていたり、こういうことがこの計算式に入っているものかどうか、それをど
う見ているのかちょっとお答えをお願いします。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

人間ドックのほうでも特定健診の内容というものは、当然人間ドックの健診内容の中に含まれております。ですの
で市のほうの受診券を使わずに特定健診を受けたりとか、人間ドックを受けたりした方については、その結果につい
て市のほうに御報告を頂きたいと、被保険者の方にはお願いしております。受診券等を発送する場合のときにそのよ
うなお願いをしております、そこで結果を持ってきてくださった方については、当然その項目を満たしているとい
うことで、受診しているとなるわけですので、そういう努力はしておりますが、なかなか皆さんが皆さんそういう御
報告をしていただけないという実情もございますので、それもあってなかなか受診率を伸ばすというのが難しいとい
う現状ではございます。

以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 医療行為でもこの特定健診でも、個人の負担は少ないか分からんけれども、お互いが要するに医療行為
として負担したり、あるいは行政として負担したりしておるものですから、あまり変わりはないと思うんです、実際
は、個人の負担は違いますけれども。

本来理想を言えば、そうした医師にかかっている方が、医師の判断で今年はこの検査をしているから、ここは

除外したらどうかというような、本来こういうコンタクトがあるとすごく楽になると思うんです。何かそういう工夫をぜひ今後は考えていけば、受診率が低いではなくて、上がりはしないけれども、人数は増えないけれども受診率というのはかなり100%に近づいてくると思うんです。そういうことを指摘して終わります。ありがとうございました。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 今の御助言、ありがとうございます。

先ほど来、補助金等の中でオンラインで情報を連携するということが今御説明させていただいてきておりますけれども、今後そのマイナンバーカードを健康保険証としても使えるようになる。それで診療情報、健診情報、薬剤情報、いろんなことが保険者であったり、国保連であったり薬局であったり、御自分でも御自分のその記録というものを、健診の記録といいますか、そういうものも将来的にはどんどん利便性が高くなって行って、その情報を共有できるということを今現在目指して、国も市町もそういうことで改修等を行っておりますので、少しずつではありますが、そういう情報共有というものが進めば、また今は把握できていない部分もそれを把握することで、もう少しその事業が充実できるようになってくるのではと考えております。

以上でございます。

○吉田委員長 よろしいですか。

○二橋委員 はい、結構です。

○吉田委員長 ほかに。菅沼委員。

○菅沼副委員長 現在の保険税率では財源不足ということだと思っておりますけど、税率改定についてどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 はい、お答えいたします。

税率改定についてですが、湖西市の国保におきましては平成24年度に税率改定を行いまして、それからずっと税率改定は行っておりません。それでやはり先ほどからお話の中で医療費がどんどん、被保険者は減るんですが医療費は増えていくと。やはりその辺は医療の高度化だったり薬剤の躍進だったりということで、医療費の単価がどうしても増えていってしまうと。

国保事業で何がやはり支出の主なものかといいますと医療費になりますので、それで平成30年度から県との広域化が始まりまして、それで医療費のほうは県が県内の市町の分を払っていただける。その代わりに市町はその分も見込んだ事業費納付金というものを県のほうに支払わなければいけないのです。

それで今現状は湖西市の保険税収入と、県に支払うその事業納付金と比べたときに、事業納付金のほうが多い状況です。ですのでそれだけを比べると赤字の状況になっております。今の税率でいうと。

それで今後はやはり税率改定をしていかなければならないという状況でございます。あともう一つ、広域化になったということで、静岡県で運営方針、静岡県内の市町をいろいろ統一していきましようよということを県と市町で話し合いをして、そういう方針が決まっております。ですので以前も御説明しておりますが、資産割を廃止しましよう、税金賦課をするときの計算において資産割はなくしましようという、静岡県内ではそういう方針を念頭にしておりますので、今年度、令和2年度の運営協議会において、その資産割の廃止を念頭に置いた税率改定について御審議いただいております。

それで8月26日の第1回協議会で賦課方式で、資産割をやめるかやめないかというようなことです。あと資産割をやめた場合に、その減収分の補填はどこで補填したらいいのか。あと改定後の調定額はどのくらいの水準にするのかというような方向性を決めました。

それで次回、10月8日になりますけれども第2回協議会を開きまして、そこで具体的な改定税率の案について御審議いただいて、それで年内に市長のほうに答申、令和3年3月議会において条例改正の議案を上程させていただくと

いう予定で今はおります。

それで財源不足を補うための税率改定というのは、今はもう既に足りない状況でありますので、令和5年度までには実施しなければ基金のほうも底をついてしまいますので、令和3年度までには財源不足を補うための税率改定を行わなければならないと考えております。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 ちょっとよく分からないのですけれども、資産割を廃止ということですよ。それでそれがどこかへ乗せられるというか、そういうことになるということですよ。

それでそのときに、またその税率を改定すると、率を、何かの。例えば所得割に乗せるとか、そうしたら所得割がもう少し税率が上がるとか、そういうことですか。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 委員がおっしゃられたとおり資産割というのをなくすと、そこで賦課されていた分が当然、どうしようということになってしまいますので、前回の8月26日の第1回運営協議会においては、所得割、委員がおっしゃったように所得割の部分でそれを補填しようという方針に一応決定しております。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員よろしいですか。

○菅沼副委員長 そうしますと、やっぱり所得が多い人は負担が大きくなると、そういうことですよ、じゃないかと。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

所得割の部分が当然率が高くなるということは、委員がおっしゃられたように、所得が高い方のほうが負担は増える。ただ資産も持っている方については、資産割の部分がなくなりますので、資産割の部分がなくなって所得割の部分が高くなる。けれどもその相殺が金額的に同じであれば、資産割で減る分と所得割で増える分が同じであれば、結果的に税額は変わらないということになりますので、資産を持っていらっしゃるに、もともと資産割がかかってなかった方で所得が高い方というのは当然上がります。ということで、やはりその資産割との兼ね合いがございますので、一概にこの方はこうですとは言えないところがございますがということでお願いいたします。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 分かりました、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにはよろしいでしょうか、歳出については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、ないようですので質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 討論をこれをもって終結いたします。

これより、議案第72号、令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉田委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開はちょっと時間が短いですが、11時20分にしたいと思いますのでお願いいたします。暫時休憩といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時21分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第74号、令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、議題といたします。

決算書は24ページから27ページ及び368ページから375ページ、主要施策成果の説明書は223ページから226ページまでとなります。

これより、質疑をおこないます。質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは、はじめに歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 保険料の収納率は、前年度と比較してどうか。また、県内各市の中での位置はどのくらいか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和元年度は前年度に比べ、現年分は99.77%で0.1ポイントの増、滞納繰越分は43.14%で9.27ポイントの減、合計では99.48%で0.04ポイントの増となりました。また順位は、県内23市中、現年分は5位、滞納繰越分は8位、全体では、5位となっております。

以上です。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 ちなみに前年は全体で何位でしたか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 全体で5位でした。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 それじゃあ変わってないってことですね。はい、了解しました。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。

二橋委員。

○二橋委員 不納欠損とならないようにするための対策として、分納であったり督促だったりがあるとと思いますが、その他に特にこれまでと変わったことはありますか。対策をどのようにしていますか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 不納欠損は、滞納繰越したものが欠損扱いとしていきますので、そうならないためにしっかり収納をしてもらうことが重要だと考えています。保険料の時効は2年であり、税の時効5年に比べて短いため、現年分の保険料の未納を翌年度に繰り越さないことが肝要となっております。やはり、委員おっしゃられるように分納誓約を結ぶことが重要だと思います。また、それ以外に預金調査をして差し押さえをすることも重要となっております。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 差し押さえっていうのが非常に重要になってくると思います。それで、その件数はっていうのはどれくらい。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 税務課のように非常に多くやっているわけではございませんが、令和元年度は2件となります。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 はい、了解しました。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 3款繰入金が、前年度より約550万円減少した理由は何か、教えてください。

○吉田委員長 課長。

○崎本保険年金課長 まず、内訳ですが、事務費繰入金で440万5,000円の減、保険基盤安定繰入金で108万9,000円の減となっております。事務費繰入金は、歳出予算一般管理費の委託料、徴収費の手数料の減が主な理由であります。また、保険基盤安定繰入金は、歳出予算広域連合納付金の、被扶養者保険料軽減負担分の減が主な理由、繰入金として減になっているということになります。よろしいでしょうか。

○吉田委員長 加藤委員。

○加藤委員 はい、分かりました。

○吉田委員長 よろしいですか。ほかに歳入についての質疑はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 外国籍の住民の加入については、どのような状況であるか教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

基本的に湖西市に住民登録をしている外国人は、日本人と同じ条件で被保険者となります。

外国籍の被保険者は本当に少しずつなすすけれども、やはり増加傾向となっております。令和元年度は12人で、そのうち1人は65歳以上75歳未満の障害認定者となっております。障害者の方も含まれているということになっております。また令和2年度末には自然増によって、外国籍の75歳以上人口は14人になると見込まれております。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 確認ですけど、対象になる外国人さんは14人、湖西市でということですか。

○吉田委員長 はい。

○崎本保険年金課長 令和元年度では12人でございます。それで今年度末には75歳に到達する方が14人になる見込みということでございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 そうしますと75歳以上の外国人さんが14人在籍しているということですか、全部で。対象になる外国人さんは何人ぐらいいるんですか、湖西市に。

○吉田委員長 令和元年度は12人です。それで今年度というのは、令和2年度は年度末で14人になる見込みです。よと、こういうことですよ。

○崎本保険年金課長 はい。

○吉田委員長 それはそこまで止めておいて。

○菅沼副委員長 加入された人が14人ということですか。

○吉田委員長 加入する人が、14人を見込まれますよということで、これは補足的な情報であって、令和元年度を今審議しているものだから。

○菅沼副委員長 私が聞きたいのは、全部で何人いるのかと、対象者が。

○吉田委員長 対象者がね。対象者は分かりますか、分かりませんか。

どうぞ。保険年金課長。

○崎本保険年金課長 住民登録をしている75歳以上の外国人の方は、もう全てが被保険者の対象になりますので、現在74歳というか、今年度末までに被保険者の対象になる方が14人。

○吉田委員長 14人いるということですよね。

○菅沼副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 では歳入はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に歳出についての質疑をお受けいたします。

歳出についての質疑のある方はございませんか。

神谷委員どうぞ。

○神谷委員 説明書の225ページ、2款1項1目のところの主な事業というところで、静岡県後期高齢者医療保険料納付金ということで、特別徴収保険料分普通徴収、その金額と歳入のほうの金額との、この差異というのはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

まずこの歳出のほう、225ページにあります広域連合保険料納付金につきましては、令和元年の4月から令和2年3月末までの収入分、そのものだけです。

それで保険料というのは次の年度にあって4月、5月に出納整理期間というものがございます。決算は5月末になりますので、令和元年度の保険料収入というのは令和2年4月、5月に収入されております。それでその分についてはこの5億5,605万1,000円です。この中には令和2年の4月、5月に収入した分というのは含まれておりませんので、223ページの決算額とこの歳出額というのは全く一緒にはなりません。ということがお答えになります。

以上でございます。

○吉田委員長 歳入の5億5,700万円と、こちらの歳出のほうの納付金のあれとは直接の関連はないと、そういうことですね。

神谷委員、いかがでしょうか。

○神谷委員 令和2年の4月、5月分が含まれていないということで、特別と普通のそれぞれほぼ同額がプラスであったりマイナスであったりするということ。例えば普通徴収で1億8,300万円の収入があつて、それで支出のほうでは1億7,800万円と。それが4月、5月分が含まれていないので、どうしてもここで増減が発生する。それで何にしても単年度で考えてしまうものでいけないのですけれども、歳出のほうは令和元年4月から3月分までの支出ですよ、それでこちらの歳入のほうには4月、5月分が含まれているので、その数字が合わない。減のほうもそう考えていいのですか。普通徴収のほうは、いいです、分かりました。

○吉田委員長 よろしいですか。

○神谷委員 4月、5月分が含まれているので多い、実際に前年度の1年分はこれしかなかったですよという、そういうことですね。はい、分かりました、いいです、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。歳出に関する質問はよろしいですか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 同じ2款1項1目のところで、広域連合納付金の低所得者保険料軽減負担分が増額となっており、被扶養者保険料軽減負担分が減額となっておりますけれども、その理由を教えてください。

○吉田委員長 課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

まず低所得者保険料軽減負担分が増額となりましたのは、もともとの被保険者数の増及び制度改正に伴う軽減判定所得の拡充により、低所得者軽減の対象者が増えたことが理由でございます。

逆に被扶養者保険料軽減負担分が減額となりましたのは、同じく制度改正によりまして、被扶養者に対して適用されていた期限なしの特例措置が廃止されて、加入後2年間のみの期限付の軽減となったために、対象者が減少したことが理由でございます。

以上でございます。

○**吉田委員長** よろしいですか。

○**菅沼副委員長** よく分かりました、ありがとうございます。

○**吉田委員長** ほかに歳出については、

加藤委員どうぞ。

○**加藤委員** 高齢者は増加傾向にあるんですけども1人当たりの医療費の傾向はどうなんですか、教えてください。

○**吉田委員長** 課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

令和元年度の1人当たり医療費は78万8,526円で、前年比2.1%の減であります。静岡県広域連合の平均は82万207円となっており、湖西市は県内35市町の中で少ないほうから11番目となっております。

以上でございます。

○**吉田委員長** はい。加藤委員。

○**加藤委員** ありがとうございます。比較的健常者というか、高齢でも動ける人が多いということですね、データ的には。了解しました。

○**吉田委員長** よろしいですか。ほかには歳出についていかがでしょうか。

菅沼委員。

○**菅沼副委員長** 湖西市の医療費の内容から分かる特徴というのがもしあるようでしたら教えてください。

○**吉田委員長** 課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

湖西市の医療費の79%を占める診療費については、令和元年度においては平成30年度と比較すると約800万円の増額となっております。また医療費の17%を占める調剤費については、令和元年度では平成30年度と比べると、金額になってしまいますが約3,500万円の増額となっております。

このことから湖西市の後期高齢者医療費の抑制については、平成30年度と令和元年度と診療費、調剤費、どちらの伸びが高かったかと比較しますと、調剤費の伸びのほうが増えておりますので、調剤費を抑制していくということもやはり有効な手段ではないのかなと考えております。

以上でございます。

○**吉田委員長** よろしいですか。

○**菅沼副委員長** 了解です、分かりました。ありがとうございます。

○**吉田委員長** ほかに歳出についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田委員長** 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号、令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○吉田委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審議は終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

暫時休憩いたします。

では、当局の方はお疲れさまでした。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件につきましては、8月24日の議員全員協議会において協議したところ、当総務経済委員会で意見書案の作成を行うことについて、全員が賛同されました。

つきましては、この意見書案について当総務経済委員会にて作成し、上程いたしますので、委員の皆様方に置かれましては現在までにお配りしてあります意見書案への御意見をお願いいたします。

御意見は何かございましたでしょうか。

[「これでいいと思います」と呼ぶ者あり]

○吉田委員長 よろしいですか。それでは、意見書案について、事務局は朗読をひとつお願いいたします。

○事務局 それでは、ただいまからお配りしております案について朗読させていただきます。

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。また近年、気候変動の影響による気象の急激な変化等により豪雨、暴風、波浪、地震などの自然災害の頻発化、激甚化にもさらされている。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても地方税、地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では医療、介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでになく厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。

2、地方交付税については引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに国税、地方税の政策税制については積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急性を厳格に判断すること。

5、法人住民税を税源の偏在性の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行しており、市が取り組んでいる企業誘致の推進等の施策効果が小さくなっているため、市の努力が報われる仕組みとなるよう十分配慮するとともに、地方交付税不交付団体の不利益とならないような制度設計を行うこと。

6、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時、異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

7、頻発する大規模自然災害に備えるため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の着実な実施に必要な予算を十分確保し、補助対象事業の拡大に努めるとともに、令和2年度までの実施期間終了後も同様の予算、財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年静岡県湖西市議会議長。

宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、以上であります。

○吉田委員長 ただいま朗読していただいたとおりでございます。

なお、確認の意味で私から少し補足させていただきますけれども、この意見書につきましては、コロナウイルス対策感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対して、全国市議会議長会として、地方税の財源の確保に求める意見を国会に訴えていきたいと、こういうようなことから全国市議会議長会のほうから提案があって、それを受けて本市でも意見書をまとめていこうというものでございます。

その基本的な項目に5番目のところの法人住民税の税源偏在の財源とすることという項目については、湖西市が独自にこれを付け加える、追加するというので、以前、皆さん方に御提案させていただいたものでございます。

なお、最終の7項目についての中段のところ、3か年の緊急対策の着実な実施に必要な予算を十分確保し、その次の補助対象事業の拡大にも努めてほしいという、この1文を湖西市として追加しております。

こうしてさらに強固な財源確保に向けていきたいということで、皆さん方に御理解いただいているところでございます。

それでは、皆さん方にお諮りいたします。

この意見書につきましては、事務局が読み上げたとおり、当総務経済委員会から新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを本会議に上程することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 ありがとうございます。それではそのように上程させていただきます。

以上をもちまして、本日の総務経済委員会を閉会といたします。

それでは、閉会の挨拶を副委員長、ひとつ締めてください。お願いします。

○菅沼副委員長 それではだぶりますけれども、お疲れさまでございました。

以上をもちまして、総務経済委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

〔午前11時58分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 吉田建二